

令和 5 年度
第 1 回武蔵野市いじめ問題対策委員会

令和 5 年 8 月 7 日
於 武蔵野市役所教育委員会室

武蔵野市教育委員会

◎開会

○ただいまより、第 1 回武蔵野市いじめ問題対策委員会を開会いたします。

◎委嘱状交付

○高丸統括指導主事 初めに、委嘱状の交付ですが、時間の都合上、机上配布にて代えさせていただきます。ご自分の委嘱状をご確認ください。委任の期間は 2 年間ということになってございます。

◎教育長あいさつ

○高丸統括指導主事 続いて、教育長あいさつでございます。竹内道則教育長、よろしくをお願いいたします。

○竹内教育長 皆様、こんにちは。教育長の竹内でございます。

今日はお暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

また、武蔵野市として初めてのいじめ問題対策委員会の委員の任をお引き受けいただき、ありがとうございます。

今年の 4 月に武蔵野市では子どもの権利条例を制定することができました。学校及び関係者も含めて、2 年間にわたっていろいろとご議論いただいた結果、総合的な子どもの権利に関する条例を設けることができました。

その中では、子どもの大切な権利を 8 つ挙げて、それを守っていこう、それを十分に尊重していこうということを様々な関係機関が努力をしていくことになっています。その関連の中で、子どものいじめについては武蔵野市としてもやはりこれは初めて条例に規定をすることができました。従来、例年毎年 1 回ぐらいですかね、連絡会というものを設置をして、そこで関係者についてのいじめに関する連絡や協議をしていたところですけども、後ほどご説明を差し上げる予定ですけども、いじめの重大事態が生じた場合の調査について、これはかなりその事例事例によって違うとは思いますが、ものすごく重たいことになると思います。そういった武蔵野市としてもちょっと前の数値ですが、全国的には重大事態は 700 件を超えるということですから、その人口比でいうと 1,000 分の 1 をしても、武蔵野市でもあり得るという前提で考えていかなければいけないと思いますが、そういったいじめ重大事態が起きたときにどのように私たちは行動するか、あるいは調査するか、

向き合っていくのかというのでもあらかじめ考えておかなければいけないと思います。

そのためにもこうやって委員会を設定をして、予防的に考えるというか、そのような事態が生じたときにどうするのかというのを考えておく、関係する方の中で協議をしていくことが重要かなと思っています。

そういった意味では、武蔵野市としても様々にこれから初めて取り組む事柄も多いわけですが、私たちの事務局としても情報提供しながら、そのご議論あるいはその調整、共有に努めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高丸統括指導主事 ありがとうございました。

◎委員自己紹介

○高丸統括指導主事 続いて、委員の皆様の自己紹介をお願いしたいというふうに思います。次第の裏面をご覧ください。名簿がございますので、上から順に自己紹介をしていただければというふうに思います。

では最初に、矢野様、お願いしてもよろしいでしょうか。

○委員 弁護士の矢野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は日常子どもの紛争ですとか家族の紛争ですとか、あと外国籍の方の問題ですとか、あるいは企業に起こったハラスメントの調査案件であるとか、そういうことを行っておりますので、本委員会におきましても法律に関する知識を有する者ということですので、様々な法的な考え方、あるいは裁判例等も踏まえてアドバイス、助言を差し上げたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 よろしくお願いいたします。

続いて、医療に関する専門的な知識を有する者ということで、司馬クリニックの松浦様に委員をお願いしております。本日ちょっと今確認をしているところでございますけれども、よろしくお願いいたします。

では続きまして、有村様、よろしくお願いいたします。

○委員 東京聖栄大学の有村でございます。

ふだんは学生たちと教育学を勉強しております。主に教育原理とか教育課程とかそういうのを勉強しながら、より良い先生を育てようということを考えているんですけども、それがなかなか学校の先生たちも教員になりたがらないという学生たちもいまして、とても大事ないい仕事だよというのは日々PRしているところでござ

ざいます。

こういう会に関わらせていただきまして、たまたま平成25年9月に施行になったばかりの、いじめ防止対策推進法ですね、それに関わるときに東京都での対策委員会の仕事もちょっとさせていただいたりしながら、ここ七、八年でしょうか、こういういろんな機会に関わることがありまして、なかなか難しい問題だと思うので、子どもの権利に関わることというのはすごく重要な問題だなということで、幅広い知見のある先生とまたいろいろな学びができればいいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

続きまして、鈴木校長先生、お願いいたします。

○委員 武蔵野市立第六中学校校長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

御存じかと思いますが、武蔵野市には小学校12校、中学校6校あって、合計18校の代表ということで参りました。

学校としてはいじめを起こさないための取組を日夜行っていますけれども、万々万が一にいじめが起きてしまった場合、迅速な対応というのがやはり必要になってくると思います。それは、当然いじめられてしまった子どもはもちろんなんですけれども、いじめをしてしまった児童生徒、これをいかに保護というとおかしいですけれども、今後やらないように、またその子のケアをしていくことがやはり必要だと思えます。

万が一起きてしまった後の対策についてこの場でいろいろと皆様のお知恵を借りながら取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 ちょうど松浦様、今皆様自己紹介しているところですので、一番最後にしていただければと思います。

では続いて、臨床心理士、鬼頭様、お願いいたします。

○委員 私、武蔵野市教育支援センターで教育相談専門員という役割を担っております心理士の鬼頭と申します。よろしくお願いいたします。

ふだんは教育支援センターという場所で市内の在住の子どもを持つ親御さんとお子さん本人に関してお困り事の相談を受けているという立場でありますし、あとはうちに13名相談員がいるんですけれども、市内の、先ほど鈴木先生がご紹介いただいた18校の小中学校に週1回、派遣相談員という形でスクールカウンセラー業務を週1回行っております。

ですので、ご相談を受ける立場でもありますし、学校の中で起きたお子さんのお

困り事であったり保護者の方からのお困り事であったり、そういった中にいじめのご相談ということも少なからずありますので、そういったところでの対応など、予防も含めての対応も含めて私たちのほうで考えていかなければいけないなというのは常に思っています。こういった会で新たに先生方がいらっしゃいますので、今後の対策であったり取組であったりというところをいろいろとお話伺わせていただくとともに、心理士として何かお伝えすることができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

続いて、社会福祉士として、土屋様、よろしくお願いいたします。

○委員 社会福祉士の土屋遼司と申します。

私はふだん武蔵野市でスクールソーシャルワーカーとして学校を拠点に子どもの様々な課題に対応させていただいております。武蔵野市ではスクールソーシャルワーカーが中学校区に一人ずつ配置されていて、合計6名で活動しています。スクールソーシャルワーカーのほうでは主に不登校の子に関わることが多くて、その不登校になった要因だったりとかきっかけだったりするところで人間関係の部分であったりとかここでのトラブルみたいなことも起きてはいるんですけども、そのあたりのところ、学校と連携したり関係機関と連携しながら支援を進めております。

今回この場で皆様といじめについてどのような支援体制を組んでいけたらいいのかというところを考えていけたらと思います。どうぞよろしくお願いします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

続いて、武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者ということで、笠原様、よろしくお願いいたします。

○委員 P連の代表として参りました、第一小学校の会長をしております笠原と申します。会長は今年で2年目になります。会長をやる前は、校外委員長を2年やっていたので、合わせてもう4年ぐらいPTA活動に関わっているんですけども、保護者同士でしっかりつながっていること、保護者と先生がつながっていること、そして地域の皆さんともつながっていること、そういったつながりが本当に大事なんだなということを実感しています。大人同士がちゃんとつながっていると、その背中を子どもが見て安心するんだなということも併せて実感しています。いじめがゼロになるためにはどうしたらいいのか、抑えられる、防げるための活動ができればいいなと思っております。この機会に勉強させていただきつつ、自分のできることがあれば協力させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

続いて、武蔵野市民生児童委員協議会を代表する者ということで、今野様、お願いいたします。

○委員 民生児童委員の今野と申します。よろしくお願いいたします。

今、民生委員は大変厳しい状況になっておりまして、欠員というか充足率が大体75%ぐらい、それで大体一人当たりが担当が大体1,000件というふうな状況になっております。なおかつ重点的に今かかっているのはどうしても高齢者の問題というのが私たちほとんど、ほとんどでもないですけれども、8割、9割ぐらいは関わっていて、なかなか児童・生徒に対しての手当というかそういう対応がなかなか難しいという状況にあります。

一応民生児童委員の中には6名の主任児童委員という者がおりまして、子どもたち、学校のこととかそういうのを専門にやっている委員がおりまして、一応それを中心にしていじめ問題についても活動しているところでありますが、なかなか厳しい状況だと思っております。

今日はよろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 今野様、この後ちょっとご都合がございまして、5時過ぎに退席されるということで、よろしくお願いします。

○委員 よろしくをお願いします。

○高丸統括指導主事 では続いて、法務省人権擁護委員ということで、太田様、よろしくお願いいたします。

○委員 武蔵野市の人権擁護委員の太田早苗と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は武蔵野市で子育てをしてきたんですけれども、その子どもたちも大きくなって、孫もまだ幼稚園ということで、小中学校の問題にはずっと離れていてよく分からなかったんですが、人権擁護委員になりまして少し変わりました。特にコロナが収まって以降ですけれども、小中学校に人権教室ということでお邪魔して先生やお子さんたちとお話しする機会を持てました。また人権擁護委員の中にはこども人権委員会というのがありまして、都内の小中学校の生徒さんたちにSOSのミニレターというものを配りまして、そのお手紙が来るとそのお返事を書いたり、また保護者とお子さんたちから電話相談というのも受けていて、その係を前年度から担当し始めまして、そういうことで子どもたちのことも少し分かるようになってきたかなとは感じています。

いじめ問題としては、SOSの手紙で、小さなことでも気になって学校行きたくなくなってしまうんだなということにも気がつきまし、また電話相談では保護者の方たちからはいじめにお子さんが遭っていて、どうしたらいいかという問題とか、やっぱり学校に対する不信感も持ってしまう例もお聞きしたりするので、難しい問題だなと思っているところです。

この委員会で何か少しでもお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

では、最後、松浦様、医療を代表する者ということで、自己紹介していただいでよろしいでしょうか。

○委員 武蔵境にある司馬クリニックの松浦といいます。

私は発達障害のお子さんと大人を主に専門になっているんですけども、やっぱり武蔵野市近くなので不登校とかという訴えから発達障害の絡みで考えていくみたいなこともあるし、あと、就学相談の中なんかでもちょっと関わらせていただいているので、いじめ問題ということで何かお役に立てたらいいなと思っています。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

では、以上、全部で9名の皆様方を委員として今回お願いいたします。

◎事務局自己紹介

○高丸統括指導主事 続いて事務局の自己紹介をさせていただきます。

竹内教育長は先ほどご挨拶いただきましたので。

○藤本教育部長 教育部長の藤本と申します。よろしくお願いいたします。

私は4月の人事異動で着任をいたしまして、以前は総務部長をやっておりました。前任ではリスクマネジメントや訴訟担当もしておりましたので、そのときの経験が少しでも生かせたらなと思っております。

皆様、よろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 あと、指導課長の荒井が、本日急遽別の会議がございまして遅れて参加をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして、本日は後ほど話します指導主事がここに3名おります。よろしくお願いいたします。

◎議事

- (１) 委員長及び職務代理選出
- (２) 委員会の位置付け及び運営等について
- (３) 武蔵野市のいじめに関する現状と課題について
- (４) 審議

○高丸統括指導主事 では、これより議事に入らせていただきます。

議事の１番、委員長及び職務代理の選出ということで、武蔵野市いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則第３条に基づきまして、委員長を委員の互選に決めさせていただきたいというふうに思っております。

委員の皆様からどなたかご推薦の声ございますでしょうか。いかがでしょうか。
鈴木先生。

○委員 先ほど先生方の話聞いていまして、有村先生が東京都のほうでも対策委員長のお仕事の経験があるということなので、もし可能でしたら有村先生に引き受けていただけるとすごく心強いなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○高丸統括指導主事 今有村委員を委員長にということでお話ありましたけれども、いかがでしょうか、よろしければ皆様拍手をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

(拍手)

○委員長 至りませんけれども、よろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 有村委員長、よろしくお願いいたします。

続きまして、規則の第３条の２で、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理するというふうにございます。有村委員長のほうからどなたかご推薦ありますでしょうか。

○委員長 ありがとうございます。先ほど皆さんの自己紹介いただきまして、本件は人権擁護に関わることが非常に多いというふうに思っていますので、ぜひ人権擁護のご専門であります太田委員にぜひよろしかったらお引き受けいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○高丸統括指導主事 よろしいでしょうか。

○委員 承知しました。お役が回ってこないことを願います。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。

それでは、委員長がもし欠席した場合等の職務代理につきましては、太田委員に

お願いするという形でどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、この議事（２）以降は進行を有村委員長にお願いしたいというふうにお願いします。有村委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 承知しました。それでは、次第の議事（２）ですね、委員会の位置付け及び運営についてということで、これから説明をいただいて議事を進めたいというふうに思っております。では、事務局より説明をお願いいたします。

○高丸統括指導主事 では、私のほうから説明をさせていただきます。

先ほど教育長のご挨拶でもありましたけれども、本年４月１日より本市では武蔵野市子どもの権利条例を施行いたしました。資料１をご覧ください。こちらが武蔵野市子どもの権利条例の全文になってございます。

こちらの中段、色を網掛けにさせていただいておりますけれども、本市では子どもの権利条約に基づきまして、市民とともに子どもの最善の利益を尊重する社会の実現ということを目指してこの条例を定めさせていただきました。

開いていただきまして、３ページをご覧ください。網掛けになっているところがございますが、先ほど教育長からの話もありましたけれども、この条例の中で主として特に大切にされる子どもの権利ということで、８つの権利を保障してございます。安心して生きる権利、自分らしく育つ権利など様々ございます。これらがいじめを受けることによって大きく侵害をされるということになっていきます。そのため、主としてこの子どもの権利条例の中でいじめの防止ということを明確に位置づけていくということを行っております。

７ページをご覧ください。こちらも網掛けをさせていただいておりますけれども、中段より少し下のところでございます。７ページの第23条、いじめの防止ということで、いじめは子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりませんと示し、学校をはじめとした市と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心できる環境を整え、互いに連携していじめの防止等に取り組むと規定をしております。

このことを踏まえまして、８ページをご覧ください。第25条にていじめの問題対策委員会について規定をしております。本委員会はどうしたいじめ防止のための対策を実効的に推進するための教育委員会の附属機関という位置づけになってございます。

25条の２、３をご覧ください。本委員会は、いじめの防止等の対策について教育委員会に意見を述べることができます。本日はこの後、武蔵野市のいじめに関する

本市の現状であるとか、市としての取組等について皆様にお伝えをさせていただきます。ぜひそれぞれのお立場から、この市の取組に対してご意見をいただければというふうに思いますので、お願いいたします。

基本的にはこうした会議体を一定期間に一度、具体的には1年に1回程度を実施することを想定をしております。

もう一つ、皆様をお願いする内容がございます。第25条の4をご覧ください。対策委員会は、武蔵野市立の小学校と中学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を教育委員会に報告します、とあります。ここでいう法というのは、いじめ防止対策推進法のことでございます。このいじめ防止対策推進法の第28条にて、いじめの重大事態に関する規定が示されております。このいじめの重大事態が武蔵野市立の小中学校で発生した場合に、本委員会はその実態を調査する委員会ということになります。

この調査は、いじめに関係する者、関係した者の個人情報を取り扱うことになっていきます。そのため、第25条の8にございますが、対策委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします、と規定をしております。後ほどお帰りの際に誓約書のほうの提出のほどよろしくお願いいたします。

では、いじめの重大事態とは一体どういったものなのかということについて具体的にお話をさせていただこうと思います。大きく2つの場合がございます。ちょっと資料飛んで大変恐縮なんですけど、資料4、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策をお出してください。こちらの資料4の15ページをご覧ください。

その点線囲みの中に白丸が2つございますが、そちらをご覧ください。いじめの重大事態の一つに生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合というのがございます。具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合といった場合が挙げられてございます。

もう一つが、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合がございます。これは不登校の定義を踏まえて年間30日が目安として示されておりますが、一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識をしていきます。

こうした生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、あるいは相当期間学校

を欠席することが余儀なくされている場合に、こちらの本委員会の中で調査部会を立ち上げて実態の調査に当たっていただきます。

では、その調査部会がどのようにいじめの重大事態の調査を行うかということについてもお話をさせていただきます。資料戻っていただきまして、資料2、いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関する規則をご覧ください。

こちらの裏面にございます調査部会というところ、第6条になりますが、こちらをご覧ください。第6条の2から5についてお話をさせていただきます。

まず、第6条の2、調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3、調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4、部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会、この委員会ですね、に報告をする。

5、調査部会は、必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめに関係のある者の出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる、とございます。

これらのことは、要するに調査をするいじめと関係のない委員3人以上によって調査部会を設けると。その3名、例えばその3名によっていじめの関係がある者、例えばいじめの被害者あるいはその家族あるいは加害者、あるいは関係教員、そういったところから事情聴取していただいて、この対策委員会のほうに報告をいただくと、それが調査部会ということになってございます。

このようにご説明させていただきますと、果たして自分にそんな調査なんかできるんだろうかというふうにお感じになる方もいらっしゃるかもしれません。資料3をご覧ください。こちら文部科学省が平成29年3月につくっておりますいじめの重大事態の調査に関するガイドラインというものがございます。こちらのほうに被害児童生徒や保護者等に調査方針を説明や調査に当たって具体的な留意点ということが示されております。こちら今全てを説明することはちょっとかないませんけれども、こちらのガイドラインを参考に、万が一重大事態が発生して調査部会を設けた場合には、こちらを参考にして調査を進めていきます。もしお時間がありましたら、時間があるときに少しお目通しいただければというふうに思います。様々ございます。例えば10ページには調査の実施ということで、調査の実施に当たっての留意事項ということがあったりですとか、そちらアンケート等をどうやって行うか、また児童生徒にどうやって聞き取りなどをするか、そしてその記録の保存

等、そしてその分析等ということが載ってございます。ぜひご覧ください。

私からの本委員会の位置付け及び運営ということにつきましては説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

今事務局のほうから資料に基づいて詳しく説明ございました。何か分からない点とか、もうちょっとこのところ説明してほしいという、急ぎでしたのでなかなか分かりづらい点もあるかもしれませんが、ご質問等があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。また何かありましたら振り返っていただいても結構だと思いますので、後ほどおっしゃっていただければと思います。

それでは、議事の3番目でございます、（3）ですが、武蔵野市のいじめに関する現状と取組というところで、ご説明をお願いいたします。

○高丸統括指導主事 続きまして、私のほうと指導主事のほうから、本市のいじめに関する現状と取組ということについて、お話をさせていただきます。

まず、私のほうから、本市のいじめの防止に関する取組の大枠について、お伝えさせていただきました後に、指導主事より、本市のいじめの現状や具体的な取組について、ご説明をさせていただきます。

その後、議事の4に審議とございますが、皆様それぞれのお立場から、市の現状や取組に対して、ご意見をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず私のほうから、こちらの資料4、武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策を基にしてお話をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

資料4の武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策を開いていただきまして、1ページをご覧ください。

今回、対策委員会で取り上げる部分、下線、太字、斜体で示しておりますので、そこを中心にご覧いただければというふうに思います。

まず、1ページの下段ですけれども、武蔵野市いじめ防止基本方針について取り上げてございます。本市では、いじめ防止基本方針として、大きく5つの方向性を示させていただきます。

1つ目が、いじめ防止に向けた連携を大事にしていくこと、2つ目が、迅速、確実な組織的対応をしていくこと、3つ目に、健全育成と相談機能ということを充実

していくこと、そして4つ目に、いじめ問題への理解をしていくということ、そして明るく楽しい学校生活の実現ということをしていくこと、これをまず大きな基本方針として掲げ、それぞれの学校に取組を進めていただいているところでございます。

開いていただいて、2ページでございます。

そもそも、じゃ、いじめは今どういうふうに定義がされているんでしょうかというところなんですけれども、いじめの定義につきまして、いじめ防止対策推進法で以下のように定義されてございます。四角囲みのところになります。

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」というふうになっております。

ここのポイントが、この心身の苦痛を当該児童生徒が感じているというところが大きなところでございます。

その下の下段になりますけれども、個々の行為がいじめに当たるか否かというのは、その人の表面的とか、あるいは形式的とか、重たいとか、つらいとか、そういったことを表面的に判断するんじゃなくて、いじめられた児童生徒がどう考えているのかということで、いじめられた児童生徒の立場に立つことが非常に大事になってくるというところでございます。

じゃ、具体的ないじめの態様としてはどんなことがあるのかということで、3ページをご覧ください。

具体的ないじめの態様としては、こういったものがございます。冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。仲間外れや集団による無視をされる。ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。こういったことが具体的ないじめとして上げられるものでございます。

こういったいじめの防止について、じゃ、どういうふうに取り組んでいけばいいのだろうかということで、4ページをご覧ください。

まず、大前提として、こういったいじめを防いでいくために、学校では教育活動

全体を通じて、全ての児童生徒に、いじめは決してゆるされないことの理解というところを促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地ということを養うことが求められていきます。

こういったところを教育活動全体でまずは行っていくこと、それを各学校に願っているところでございます。その上で、いじめの早期発見、早期対応ということについて対応していくことが必要になるとなっております。

その下、いじめの早期発見というところで、いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提でございます。全ての大人が連携をして、児童生徒のささいな変化に気づくということについて、その力を高めていくことが必要とされております。

ここはそれぞれの学校で、学校の連携ということを非常に高めていただいているということでございます。

具体的な、じゃ、いじめが起きたときの対応をどういうふうにしていくかということで、5ページをご覧ください。

下の段のところに下線で書かせていただいておりますが、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならないということで、学校のほうでは、いじめについて、個人の教員で対応するのではなくて、組織的な対応をしていくことということの話をしているところでございます。

そして、対応していくんですけれども、じゃ、いじめはどこまでいけば解消なのかということなんですけれども、こちらも定義がございます。

まず、1つ目として、その下ですが、いじめに係る行為がやんでいることというところがあります。そしてその状況が、6ページの一番上になっておりますけれども、少なくとも3か月の期間は継続してそういった状況、いじめのない状態ということが続いていること、そして2つ目、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、こういったところがいじめの解消というところで非常に大事になってくるところでございます。

こういったところを確認をしていくということは、教員側の資質の向上ということも非常に大事になってきますので、教職員研修等を通して、いじめの問題への対処の在り方等についても理解を深めていくことについて、それぞれの学校にはお願いをしているところでございます。

以下は、保護者の役割等ということで、資料のほうには書かせていただいております。

ます。

もう少し進んでいただきまして、8ページでございます。

もう少し市として、じゃ、どんなことをやっているんでしょうかということについて、ここではお話をさせていただきます。

1つが、市のいじめ問題関係者連絡会というのを設けております。本委員会はいじめ問題対策委員会ということで、名称は似ているんですけども、別の組織体でございます。こちら、関係者連絡会ということで、学校、教育委員会、児童相談所、警察、PTA、今年度はこれに私立学校の学校にも入っていただきました。そういったところの団体の代表者によって、いじめ問題ということについてどう対応していこうかということで、未然防止の取組について、関係者同士で連絡、協議をするという会を設けてございます。

いじめ問題対策委員会につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり、じゃ、そういった市の取組ということが果たしてどうなんだろう、適正なんだろうかということについて、ご意見をいただくといったところと、重大事態の調査ということをやっているということで設置をしてございます。

そして、市教育委員会として実施する施策としては、いじめの未然防止として、その下にございますが、子どもたちの願いというところで、いじめ防止基本方針というところに併記して、ポスターを作成、配付ということですか、9月のいじめ防止推進月間ということで設定をさせていただいておいたりですか、次の9ページでございますけれども、いじめの早期発見の措置ということで、共通アンケートなんかを用いて、積極的な把握ということについて取り組んでおります。

また、いじめに関する通報及び相談を受けるための体制の整備というところでは、家庭用の啓発資料ということについて、随時配付をしたりですか、いじめに関する教職員研修ということについても、充実をさせていこうということでやっているところでございます。

そのほかにも、下に書かせていただいているとおりでございます。

こういったところを、この後、指導主事のほうから、具体的にもう少し紹介をさせていただこうと思いますので、今度は画面のほうですかね、本市の現状というところと、さらに具体的な取組ということについて、お話をさせていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

○津田指導主事 では、私からは、まず武蔵野市のいじめの現状について、ご説明いたします。

初めに、平成30年度から令和3年度のいじめの認知件数の推移について、ご説明いたします。こちらは児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を通じて、いじめの認知件数を把握しております。

小学校、こちらの上のほうですが、小学校はここ数年、認知件数は増減が大きく変化しております。逆に中学校のほうは、令和元年から2年に比べて、令和3年度は若干増加しております。

続いて、いじめの様態の推移についてご説明いたします。小学校、中学校ともに、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるといった言葉によるいじめの行為が最も多い様態となっております。また、小学校では、仲間外れや身体的ないじめも多く見られております。加えて、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりする、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるといった件数が増加しております。

一方、消しゴムや筆記用具等の金品を隠されたりする件数は、減少傾向にあります。

続いて、本市のいじめの未然防止や早期発見、早期対応に向けた指導課の取組について、4点ご説明させていただきます。

1点目は、いじめ防止基本方針ポスターの取組についてご説明いたします。資料5を併せてご覧ください。

こちらは市立小中学校全校に配付しているいじめの問題を他人事とせず、常に子どもたちが意識していくことができるよう、こちらに武蔵野市いじめ防止基本方針を併記したポスターとなっております。

ポスターの上部の枠内、こちらに年度当初等にいじめの防止に向けて何ができるか話し合い、学級や学年等で考えたスローガンを記入いたします。下にあるこちらの2つの丸には、11月や2月のふれあい月間でスローガンに対する振り返りを行い、修正や追加があれば記入いたします。このポスターは教室や廊下等に常に掲示してあります。皆で話し合い、決めるというプロセスを通じて、子どもたちのいじめ防止に対する意識の啓発を行っております。

続いて、ふれあい月間の取組についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

こちらはふれあい月間で使っているアンケート用紙となっております。そもそもふれあい月間というのは、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、不登校等の早期発見、早期対応、未然防止等につながる取組を実施する、いじめ、自殺、暴力行為等の問題行動、不登校の状況について、総点検を行い、現状や取組の効果等を把握

することを目的とし、6月、11月、2月の年3回設けられております。

東京都では6月と11月の2回となっておりますが、市独自の取組として、2月も設定しております。この間に市立小中学校の全学級にて市内共通アンケートを実施し、いじめの実態把握に努めております。アンケート結果は校内で共有し、資料6の裏面をご覧ください。こちらにこの資料が載っておりますが、ふれあい月間アンケート、このような流れになっております。

まず、児童生徒が嫌な思いをしたり、困ったりしていないかについての確認を行います。ここで「ある」と回答した場合、その内容と、誰にその思いを聞いてほしいかの確認を行います。アンケート結果は学校全体で共有いたします。その後、児童生徒に対して担任等が面談を行い、事実の把握を行います。これらを通じていじめの認知を行い、学校いじめ対策委員会と校内での情報を共有し、いじめの解決に向けて対応を図っております。

さらに、また資料7をご覧ください。こちらの資料にあるように、教員も日頃取り組んでいる自身のいじめ防止対策について、PDCAサイクルによる評価、改善を行っております。さらに、各教員の取組状況を1つにまとめた学校シートを活用し、学校いじめ防止基本方針の見直しを行っております。

こちらのよう、取組状況がグラフ化されることで、各校の取組状況や課題の把握が容易になっております。

例えば、こちら、グラフを拡大したものになるんですが、この学校を例にとりますと、へこんでいるところ、こちら、例えばこの右下が情報共有シートの活用、こちらの左のほう、保護者への基本方針の周知、ここがへこんでおりますので、この項目に課題があるということが分かります。

一方、こちら、右上なんですが、下のちょっとオレンジになっている部分、ここは6月の結果で、緑が11月になっておりますので、6月に比べてポイントが増えております。こちらの項目は、学校いじめ対策委員会についての理解という項目なんですが、こちらの項目のポイントが増えていることなので、改善がこちらの学校では見られたということが分かるようになっております。

また、こちらの学校シートを活用し、いじめ問題に関する校内研修等も実施しております。

このように、学校ではいじめ防止対策について、PDCAサイクルによる評価、改善を行っております。

続いて、いじめ防止重点月間の取組についてご説明いたします。資料8をご覧ください。

ださい。

本市では9月をいじめ防止重点月間と位置づけ、学校に対して、担任を中心にスクールカウンセラーによる相談を活用するなど、組織的ないじめ問題に対する相談体制の強化をお願いしております。また、保護者に向けて、こちらのようないじめ防止のリーフレットを配付し、いじめ防止の啓発を実施しております。

最後に、学校と警察の連携についてご説明いたします。資料9をご覧ください。

まず、令和5年2月に東京都教育委員会から出された「いじめ対応で改めて留意する事項10」でございます。こちらでは、学校に対し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しているか、連絡窓口となる担当職員の顔や名前、連絡先等が分かっているか、いじめ問題の発生時に、直ちに警察に相談、通報を行い、適切に助言を求めているといった確認事項が示されております。

日常的な警察との連携といたしましては、学校におけるスクールサポーターの活用ですとか、生活指導主任会に武蔵野警察に出席していただいております。

私からは以上です。

○高丸統括指導主事 以上のような取組を通しまして、武蔵野市としていじめの未然防止、早期発見、早期対応というところ、また重大事態の防止というところについて取り組んでいるところでございます。各学校のほうの尽力、また関係機関との連携等を進めているところでございますが、この後、議事の4番の中で、ぜひ皆様からそれぞれのお立場、またそれぞれのご見地をいただきまして、ご意見をいただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。今、市の取組について、詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事の4番目でございますけれども、審議というところで、ここで皆様に今の説明があったこと、あるいは最初の法的なところについて、質問とかがあればいただければというふうに思っております。それぞれ専門の皆さんのお立場から、よろしければ、二、三分程度で発言をいただければというふうに思っております。

どうでしょうか、皆さん。順番にしてもよろしいんですかね。

○高丸統括指導主事 はい。もしあれでしたら、今野様が先に帰られるので、先にご意見をいただければと思いますけれども。

○委員長 それでは、今野委員から、先に帰られるということでございますので、

よろしければ今野委員から土屋委員、鬼頭委員、そして太田委員にはちょっと最後にお話をいただこうと思っていますので、そしてその次に、そちら側の笠原委員、それから鈴木委員、松浦委員、矢野委員にお伺いしようと、そういう順でいこうと思っていますので、それでは、最初に今野委員からお願いいたします。

○委員 今、一応説明を聞いたんですけれども、なかなか私たちの実際にいじめに対応するというか、場面に会ったことがほとんどないんですね。ですから今、読んで、具体的に頭の中に浮かぶものがなかなかないんですけれども、全然話は違うんですけれども、私は自分が小さい頃を思い出すと、自分が本当にいじめているという意識がなくても、結局ある児童は名前がちょっと、男性なんですけれども、ちょっと女性みたいな名前だと。ただそれだけで、自分はそんなにいじめているつもりはなくても、やっぱり結局無視したり、そういうことをしていたことを思い出して、やっぱりいじめというのはなかなか難しい問題だなと、今読んでいてそう思いました。

常にやっぱり民生委員として、いじめ問題に対しては気にかけていかなければいけないんですけれども、なかなか難しいところもある、時間的な制約とかもある、なかなか難しいです。すみません。

○委員長 ありがとうございます。今野委員から、自分はいじめているつもりはないけれども、相手がそう受け取ることがあるというお話があって、これは先ほど統括が説明されましたけれども、やっぱり心理的な苦痛というか、自分はそんなつもりはなかったけれども、相手はいじめているという感じを受けるという、それは非常に大事ですけれども、根幹に触れるお話をいただきまして、そういう点を大事にしたいというお話をいただきました。ありがとうございます。

じゃ、土屋委員、お願いいたします。

○委員 スクールソーシャルワーカーの土屋です。

スクールソーシャルワーカーの活動の中で、学校内でもやっぱりちょっと心配なお子さんがいたりとか、友達とのトラブルであったりとか、そういったところで先生からご相談をいただくこともあります。ささいな子ども同士のすれ違いであったりとか、そういったところでも先生が丁寧に聞き取りをしていたりとか、子ども同士で解決できるように話し合われている場面とかも見聞きしたことがあります。

私も学校からの依頼で不登校であったりとか、ちょっと心配なお子さんの相談をいただくこともあるんですけれども、そこで個々のケースで、友達同士の部分とか、気になるところは情報共有とかを先生方をさせてもらうことがあるんですけれども、

先ほどのお話を聞いていて、ちょっと気になったところが、私が担当させてもらっている学校が限られているところではあるので、学校によって組織的な対応とか体制が、どうなっているのか、そこにどういった構成員とかが入っているのかが、気になったところです。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですかね、組織体制のところ。

○高丸統括指導主事 ありがとうございます。ご質問は学校組織というところですが、名称は様々なんですけれども、いじめ対策委員会のような名称で、校長直轄で基本的には組織がされております。あるいは生活指導の中に役割として入っているかもしれませんけれども、基本的には校長直轄の組織という形でやっております。

やはりいじめ問題が発生したときに、すぐに対応していくということが大事になってきますので、そういった問題が入ったときに、すぐ対応というところをしっかりと方針を決めていくというところで、こちらの組織的な対応をやっているところでございます。

すみません、指導課長が到着しました。

○荒井指導課長 すみません、遅れまして申し訳ありませんでした。

○高丸統括指導主事 荒井指導課長でございます。

○委員長 よろしく願いいたします。

土屋委員は説明の件、よろしいですか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○委員長 今おっしゃったように、組織体制というのはすごく大事なところで、その初めの一步が踏み出せないと、なかなか難しい状況ができるというのが、よく散見されるところで、今、土屋委員がご指摘されたトラブルとか、子ども同士の解決というのは、すごく大事なところで、私は教育をやっている人間からすると、子ども同士というのは発達によって、ちょっとしたトラブルもある意味では必要なときもあるんですよね、集団の学び合いとか。

そういうのはやっぱりいじめと区別がつかないところがあったりする、そういうのが先生方にも、そこらあたりの感じ方というか、心理的な苦痛というあたりをブラッシュアップして感じていただけると、ありがたいなというふうに思っていて、やっぱり基本は子ども同士の解決がすごく大事なところだと思うんですね。まだ皆さんから後で議論があったら、深めていただければありがたいと思います。ありがとうございます。

じゃ、鬼頭委員、お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。先生方からご報告がありました対策というところで、最初にお伝えしたように、私たちも派遣相談員という形で、各学校のほうに週1回、スクールカウンセラーとして勤務させていただいていますので、学校の中でこういった友人関係の問題であったり、いじめというところで関わることもあるんですけども、ふれあい月間アンケートのところで、誰に話したいかという中に、カウンセラーの先生というふうなチェック項目とございますか、入ってしまして、そこで丸をつけていただいた児童生徒の方が、先生から経由で面談につながる、相談につながるというケースもあります。

あとは、ふだんからカウンセラーとして授業の様子ですとか、休み時間の様子ですとか、校内巡回をしまして、行動観察を行わせていただきまして、その中で子どもたちの対人関係の様子とかも見させていただくことも多いです。そのあたりで担任の先生であったり、ご相談させていただいて、対応していくということも一つ、私たちの役割かなというふうに思っていますし、あとは、ふれあい月間アンケート以外でも、学校さんによっては毎月、学校生活アンケートをしていただいて、月に1回アンケートを取って、調査をしながら対応を進めていらっしゃる学校さんもあるので、その中でご相談いただくことも結構多いかなと思いますし、東京都全体で小学校5年生と中学校1年生、あと高校1年生もなんですけれども、全員面接というのを実施してまして、東京都のスクールカウンセラーの業務の一つにはなっているんですけれども、私たち派遣相談員も役割分担をして、当該の学年のお子さんに面談をする機会もございまして、そこでいじめの予防であったりとか、困ったことがあったら相談につながりやすい体制という形でご相談、お子さんたちが相談しやすいような環境づくりというところをつくらせていただいているかなというふうに思います。

すみません、ちょっと意見というよりは、現状の取組として関わらせていただくところを、ちょっとご報告させていただきました。

○委員長 ありがとうございます。スクールカウンセラー専門のお立場から、とりわけ私もちょっと話が出たので、鬼頭委員から出たので、お話しさせていただきますと、全員面接はすごく効果があるらしくて、これはほかの他の区市でも聞きます。これはやっぱり非常に予防対応になっているということ、そして、それがスクールカウンセラーの先生との顔つなぎになっているんですね。そういうのを今、実態を報告していただいて、すごくうれしく思ったところです。ありがとうございます。

す。

じゃ、それでは、こちらから、笠原委員からお願いいたします。

○委員 感想といいますか、ふだん感じていることになってしまいうんですけれども、例えば学校で気になったようなことがあると、先生方にもお話をすることもあるんですけれども、とても対応が早いなという印象を持っています。話してみるとすでに状況は把握されていて、常に、最速、最短、最善の対応をされているんだなという印象を持っています。先生方は最前線で本当に頑張ってもらってるんだな、と感じています。

ただ、これは自校に限らずですが、子ども同士のことだけではなく、子どもと先生であったりとか、いろいろと複雑なことが起きているんだな、と感じることもあります。

あと、資料を見て、これはきっと難しいんだろうなと思ったのは「いじめが解消されている状態」について触れている部分があったと思うんですけれども、おそらく、度合によっては解消されないことあるんだろうな、とも思います。自分を振り返ってみても、どうしても拭い去れないもの、消えないものというのは体験してきているので、解消されるものとされないものはあるんだろうなと思います。

あと、今日は専門家の方々がいらっしゃるので、よい機会だと思い発言しますが、最近個人的にどうしたらいいんだろう？と思っていることは、発達障害の方、これは子どもだけではなく、大人も含めてですけれども、そういう方たちにどのように向き合っていけばいいのか、とても難しく感じています。話せば分かる、理解し合える場合はよいのですが、どうしても同じ景色を見られない方たちがいますので、そういう方たちとの課題をどう解決していけばいいのか、実際に直面してきたこともあるんですけれども、何かヒントをいただけたら、と思っています。

○委員長 ありがとうございます。非常に根幹に触れる大事なお話をいただきました。ありがとうございました。

まず最初に、子どもと先生の問題、これは非常に大きな問題があって、また後で議論を深める時間があればと思っているんですけれども、2つ目にあったいじめの解消をどう見るかということですね。これもすごく難しい問題で、やっぱりそれがなかなかトラウマになってしまったりとか、解消の具合で非常に引きずってしまったりということがあるような問題指摘をいただきました。

それから、3つ目に、発達障害のお子さんの場合ですね、ここらあたりについて、後ほど議論の核になるようなお話をいただきまして、ありがとうございます。後ほ

どまた取り上げさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

じゃ、鈴木委員、お願いいたします。

○委員 学校という立場でいいますと、まず日頃から、中学ですから、生徒へは、こういうことはいじめにつながるんだからということで指導はしています。それは学級指導であったり、あるいは、ちょっとした授業中の教員からの声がけもありますし、もちろん校長として朝礼や何かのときにも言っております。

と同時に、あと、教員の側には日頃から、もうアンテナを高くということで、先ほど一つの目安として、欠席日数が30日ということがありましたけれども、それにプラス、私は可能な限り、朝、昇降口のところに立って、生徒を出迎えているんですけども、遅刻生徒ですね。やはり遅刻している生徒に対して、この生徒は何で今日遅刻をしているの、誰々さんは。スズキ君はどうしてなの、連絡は入っている。

やはり例えでいうのは、例えば3回遅刻したら、1日欠席というふうにもし、よく大学や何かだと、そういう計算の仕方をすると思うんですけども、それでいったら、例えばほぼほぼ毎日とか、あるいは週に3日ぐらい遅刻をしていたら、そのカウントでいえば、あっという間にこれは欠席30日と同じぐらいになってしまいますから、遅刻している生徒についても、この生徒がどうして遅刻しているのかというのは、担任や学年の教員に必ず確認するように言っております。

話が前後してしまうんですけども、あと、最近のいじめで、やはりちょっと私自身が難しいなと思っているのは、やはりいじめの定義が今、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」ですから、言った側に見れば、例えば何げないアドバイスとか、声がけであっても、言われた側が、何々さんから言われてすごく嫌な思いをした、あるわけですよね。

例えば授業中、問題を解いていて、できているから、スズキ君、できているんだから言いなよと。それを見ていた何とか先生が、スズキ君、できているのか、それを言われたのは、実は自分としては自信がなかったから嫌だった、これは実は以前勤めていた学校であったケースなんです。

それこそアンケートの項目で、授業中に誰々さんからこう言われて嫌だったと。当然そういうことがあって、聞き取りをするわけです。言った本人は、別にそんないじめという自分はずもりがない、いや、スズキ君はできていたから、せっかくだから言えばいいのにと。そこでだから、そうだよ、ありがとう、でも、やっぱりスズキ君はそういうのはちょっと嫌だったそうだから、次からはちょっと気をつけようねと。

あと、ポスターのところに、「あなたならそれをやられたらどう思う」、これはもちろん大事なんですけれども、でも、あの人はどう思ったのかな、これはやはり何かのときには言うようにしています、私は。別に僕は言われても大丈夫だもん、いるんですよ、やっぱり。だけれども、そうだよ、何とか君はスポーツが得意だから、やっpegらんと言われてもいいだろうけれども、でも、何々君はちょっと苦手だから、ちょっと言われちゃうと嫌なんだって。そういうふうに自分がじゃなくて、相手がどう思うかということを考えられるようになろうねというのは、機会があるごとに言っています。

ちょっとまとまりのない話ですけれども、学校としての取組です。

○委員長 他者理解の大切さを教えていただきまして、今お話しくださった具体例というのは、すごくよく分かる話で、やっぱり、実は私がちょっと思うのは、やっぱり学校の先生が、今、鈴木委員がおっしゃったような具体例みたいなことを、ちょっと学校で話す場面があるといいと思うんですね。ミニケース研究というか、そういうのをやれるような学校になると、非常に予防性が高いんじゃないかというふうに今、理解したところです。

もう一つは遅刻の問題、それから授業中の子どもたちの学習の見方、そういったいじめの予防になるポイントを今、教えていただいた気がいたします。ありがとうございました。

すみません、松浦委員、お願いいたします。

○委員 私は相談を受けるケースというのは、やっぱり発達障害が多いんですけれども、同じ一つ発達障害といっても、本当に自閉症みたいに独りで孤立して、その世界の中にいる人もいれば、ぐんぐん相手に関わっていくけれども、そこでトラブルがたくさん起きる、積極奇異型みたいなものもあれば、受動群の人たちは、いろんなことを言われても、反論したりもできなかったり、嫌だという気持ちを伝えられなかったり、援助要請ができなかったりとか、言われたことを真に受けるとかという、そんな、同じ自閉症スペクトラムでもそんなにたくさんあるしという面と、あと愛着障害といって、親と子の関係がうまくいってなかったり、一番ひどい例になると、虐待ということにもなるし、虐待というのは暴力をおかけしたり、叱責したり、罵声を浴びせるというような虐待もあれば、教育虐待というように、一生懸命教育をしようと思ってやっているんだけれども、行き過ぎていたり、子どもの気持ちを全く見ないでやっているという形もあるし、虐待という言葉までいかないけれども、マルトリートメントという言い方で大きく見ていこうという流れもあると。

そうすると、発達障害という視点と愛着の問題という視点が、私はもう今本当にいつも悩んでいて、発達障害だけでは片づけられない。特に親が、うちの子は発達障害かもしれないと言うとき、やっぱり子どもの問題として見がちなんだけれども、その親は、相談に来ている親が、子どもに不適切な対応をしているということもあるし、親自身が発達障害とか虐待を受けた人であって、その子どもであるという立場もあって、どう子どもに関わるのがいいのかということが分からないみたいな、そういう何か混沌とした中で日々、私は仕事をしていますけれども、そういうことが少しでも大人の力で解決していけばいいなと思うし、あと、私の近くには、のぞみの家という児童養護施設と言ったらいいんですか。

そこは家で育てることができない子たちがたくさんいるんだけど、そこでは本当に愛着の問題を抱えている子たちが、愛着の問題をケアされていないんですよ。本当はものすごくたくさんの人の手を使って、その子たちに愛着環境をつくりていきたいところなんだけれども、それができてなくて、なおかつ職員が一人の子といい時間を持とうとしても、それは不公平だとか、特別扱いみたいになっているので、私はそこにいる子たちにもっと本当、教育をしていけたら、その子たちだけじゃなくて、例えば境南小だったり、いろんな武蔵野市全体の教育の質の向上にもつながるかなと、ちょっと個人的にはそういうことをすごく思っていて、ちょっと皆さんとシェアしたかったので、お伝えしました。

○委員長 すごくいい情報を、専門的な情報をいただいて、とりわけ、援助要請ができにくいお子さんとか、私はすごく今、学生たちを見ていて、すごくよく分かるような気がいたしました。なかなか学生たちは質問ができなかったり、助けてと言えない、そこらあたりは発達障害の観点で教えていただいて、それから愛着障害の問題も、非常に根幹的な根本に関わる問題だという気がしました。非常にいい知見をいただいてありがとうございます。またいろいろ教えていただきたいと思います。

じゃ、矢野委員、お願いいたします。

○委員 今、皆様のご意見等も伺っておりまして、やはりいじめの問題というのも、やはり教育の問題もそうですし、医療とか心理とか、それでいろんな様々な観点から考えていかなければいけないんだろうなと思うところでもありますけれども、私が一応法的な観点ということで申し上げますと、やはり改めていじめの定義というものを、やはり強く意識する必要があるのだろうと思っておりまして、この心身の苦痛を感じているものというのは、非常に主観的なものなんですね。

恐らく従前の法的な考え方では、例えば学校の現場でも、先ほど有村先生がおっしゃったように、お子さんたちというのは、やっぱり社会性を学ぶという、学校の中で学んでいくということがあり、時には対立というか、衝突というのもしながら学んでいくというのがあると思うんですけれども、それとは恐らくちょっと一線を画している定義だと思うんですね。

あと、裁判例ということで考えましても、いじめとして、例えば不法行為と言われる損害賠償が認められるようなケースですと、基本的には行為の態様がどうであったかとか、そのいじめ行為が、社会通念上許容される限度を超えたものであったかどうかとか、そういったところからやはり法的に考えるので、このいじめ防止対策推進法の定義といいますか、考え方と若干違います。

ですけれども、このいじめ防止対策推進法であえてこの主観的な判断、定義を取り入れているというのは、いわゆる初期の段階から、もういじめの芽を摘もうというところでの国の意思というか、立法の意思があるんだろうというふうに思うんですね。

ですから、やはりどんなささいなケースであっても、徐々に小さいところから発展して行って、不登校であるとか、最悪のケースだと自殺に至ってしまうというケースがあるわけですから、小さいどんなケースであっても、当該生徒が苦痛であるという訴えをしたのであれば、それを拾い上げて、そして学校全体で対処していきましょうと、そのために恐らくこの定義はされているんだろうというふうに、私は理解をしております。

恐らく学校現場では、私自身はこの定義はあまりに広くて、じゃ、何を取り上げていけばいいのかとか、どう対応すればいいのか、非常に混乱を招いた定義なんじゃないかと思うんですけれども、ただ、この定義は、そういう訴えがあったときには、学校は全体として取り上げていく、これはお子さんを守ることだけではなくて、先生方を守るためでもあると思うんです。

つまり私がいろんな裁判例を見ていますと、実際教員の方が独りで抱え込んでいるケース、あるいは学校と共有できなかったケースとか、あるいは教員の方が、いや、そんなぐらい大したことないじゃないというふうに生徒に言っているというケースもありますけれども、それで生徒がどんどん悪化して、それで最終的に学校も巻き込んだ紛争になっているというケースが、実はこのいじめ防止対策推進法ができた後のケースでも散見されます。

ですから、こういう心身の苦痛を感じているということが、少なくともこの法律

上はいじめと定義されているんだよということを、児童もそうですし、先生方もそうですし、保護者に対してもやはり周知をし、そして実際に訴えがあったときには、学校全体で取り上げて、解決していくというふうにすることが必要なんだろうなというふうに思います。

先ほどいろいろと市の取組を拝見いたしまして、非常にいろんな角度から、いろんな芽を摘み上げようというところでされているなというふうに感じました。ただ、1点、私が少し感じたのは、資料6のアンケート等を拝見していきますと、問1で嫌な思いをしたり困ったりしていることはないですかという問いなんですね。これは非常に分かりやすいと思うんです。つまり嫌な思いをしていないかどうかという、そのことですから、まさにこの法律の定義にも合致しているのかなと。

ただ、ほかの例えばパンフレット等を見ていますと、いじめというのは法的にいろんな考え方があって、人によって違うと思うんですね。それはいじめじゃないよというふうに言う方もいらっしゃると思うし、先ほど来申し上げているように、従前少なくとも私が育ったときは、こういう定義がなかったと思いますから、先生に何か嫌だと言っても、いや、そんなのいじめじゃないよと言われたと思うんですけども、今は違うんだと、もうこの法律によって定義は変わっているんだということを、やっぱり意識しなくてはいけなくて、このパンフレット上でももし、もう少し、嫌な気持ちになるという、心身の苦痛を感じているということ自体が、いじめにもう該当し得るんですよということは、どこかで示す必要があるのかなと少し感じたところではあります。

それで、周知しなければいけないのは、やはり当然児童が一つの主体としてあり、そしてもちろん先生方、それから、もう一つ、やはり保護者の方、その保護者の方もそういう意識がなければ、学校の対応について協力できないとかとなりかねませんので、生徒と先生方と保護者の方が、こういう心身の苦痛を感じているということを、ひとつの、もういじめに該当し得るという形で拾い上げていきたいと思います意識を持てるように、やはり啓発をしていくということが、まず一つ必要だと思います。あと、何がいじめなんだろうかといいところで、例えば我々弁護士会では、子どもの権利委員会等々、いろいろありまして、弁護士を派遣していじめに関する授業をするということもやっております。

その授業をして、いじめはこういうことなんだよと。皆さんに最後アンケートを取って、実はこういうことがありましたということで、それを先生方と共有するというのもしておりますので、そういったこともぜひご活用いただきたいというふ

うに思います。あと、先生方においても、絶対に独りでもう抱え込まないと。何かあったときに、先ほど校長先生からもありましたけれども、アンテナを高く持って、独りで抱え込まない、誰でもやはり判断が難しいときには迷いますし、誤ることもありますので、もう学校全体で取り組みましょうということをぜひやっていただきたいというところですね。

あとは家庭用の啓発資料等々というところでありましたけれども、そこでもやはりいじめの定義というものを意識しつつ対応されるといいのかなというふうには思いました。

すみません、ちょっと長くなってしまいましたが、私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。今いじめの定義について、法的な知見のお話で、すごく何かずっと分かった気がして、非常にうれしく思ったところです。そしてまた矢野委員には、やっぱり初期段階の大切さということ、あるいは、これは先生を守るためなんだということですね。

私もまた後で一緒に考えたく思っていましたけれども、この周知の大切さはすごく大事で、やっぱり周知が、やっぱり親御さんとか地域社会に周知されていないと、なかなかこれは解決が難しいところがありますですね。非常に法的な根拠を踏まえていろいろ教えていただいたこと、うれしく思っています。ありがとうございます。

じゃ、すみません、太田委員、お願いいたします。

○委員 今日、武蔵野市の取組と、それぞれの皆さんの活動の様子を伺って、自分で知らなかったなと思うことが幾つかありました。

1つは、学校カウンセラーの方の仕事ということで、子どもたちのお手紙への返事に一つの書き方として、もし担任の先生に言いにくかったら、保健室の先生とか、カウンセラーの先生に話してみてもいいんですよという言い方があるんですけども、実際に学校でどのように活動されているかというのは、あまり知らなかったもので、今日お話を聞けて、すごくよかったなと思って、もっと知りたいなとも思いました。

それから、資料の後半のほうで、学校がされている取組、防止のための取組ですよ。市では重大事態というのがないということでしたが、そうならないためのいろんな段階の一つが、こういう学校の取組だと思うんですけども、一生懸命やっ
ていらっしゃるということがよく分かりました。先生方も大変ですが、やっぱりこういう記録を取ったりとか、アンケートを取ったりとか、すごく手間のかかること

だと思うんですが、何も起こっていないときに、でも、心の中で何かを感じている子どもの話を聞くきっかけになると思います。

全員面接というお話がさっきありました。それもすばらしいですね。なかなか本当に言えない子は多いと思うので、手間がかかって、学校の関係者は本当にお忙しいということをお付き合いする中で分かってきたので、頭が下がる思いですけれども、こういうことは大事なんだなというふうに思いました。今、矢野委員さんからもお話があったように、重大になるまでに芽を摘むというか、そういうことがすごく大事なんだなと思いました。

○委員長 ありがとうございます。今、太田委員さんから、カウンセラーの先生が具体的な対応をされたということ、非常にリアルにお聞きになったというお話をいただきました。

それから、特に言えないというお話があって、実は私もこれはすごく大事な点だと思っているんですけれども、これはあれですけれども、かつていじめ防止対策推進法ができて、二、三年後でしたかね、ある事案があったときに、やっぱり重大だったわけですけれども、実はその子どもは、先生方に全く自分が悩んでいることを言っていないんですね。アンケートにも書かない。もちろんカウンセラーの先生にも、ましてや担任の先生にも言わないという。

やっぱりこのところで悩んでいる子どもというのがなかなか、あるいは私たちがやっている紙で書きなさいとか、何とか、相談に来なさいとか、それが表面に出てこないことがあるんですね。これはすごくいじめの問題の難しいところで、やっぱりそこらあたりを何かの機会に大事にしたいなということで今、太田委員さんをご指摘をされていたこと、非常にうれしく思っています。ありがとうございます。この辺がすごく大事だろうと思っています。

私が余計な話をして時間がなくて、いけないんですけれども、私も1点だけ、このいじめの中で、皆さんの委員の中からちょっと指摘があまりされなかった点で、すごく大事だと思うのは、ほとんどのケースがSNSが絡んでいるんですね。簡単に言うとスマホが絡んでいる。

特に小学校高学年から中学生ぐらい、あるいは保護者の問題とか、例えばインターネットに関わるものを含むと書いてあるんですけれども、実はこれが、含むというと、小さいみたいな感じを受けるんですけれども、これが非常に今大きくなっているということです。これがやっぱりいじめの問題というのは、いろんな形で顕在化させたり、潜在化させたりするというようなところがあるように思います。

そこらあたりもこの対策委員会の中で考えておく必要があるかなというふうに思
って、申し上げさせていただきました。

皆さんから一通りいろいろなご提案とかご感想とかという市の取組について、ご
意見等もお話をいただいたところですけども、改めてもうちょっとこの点を聞き
たいなというところがあったら、どうぞ。

どうぞ、松浦委員、お願いいたします。

○委員 先ほどスライドでお示しいただいて、小学校のいじめの件数が千何百とか
で、中学校が何十何だったというのは、何か理由があったりするのかな、ちょっとそ
こを教えていただけたらなと思いました。

○高丸統括指導主事 まず、小学校が非常に多い理由としては、やっぱり低学年の
お子さんとかが、本当にちょっとしたことで訴えを言ってくるというのが多いと
いうのはあります。ちょっとあの子に言われちゃったのという形の、本当にそうい
う話なんですけれども、そういった案件を全部拾い上げているので、そうすると、
どうしても6年生までいますので、あの件数になってくるということになっていま
す。

中学校はいかがですか。

○委員 実際そうだと思いますよ、本当に。今、高丸先生がおっしゃったとおりで、
それこそ誰々ちゃんからこう言われたからとか、それがいじめというふうにカウ
ントされているからというのが多いと思います。

あとは単純に人数ですよ。これは恐らく公立の小中学校だけですよ。ほぼほ
ぼ武蔵野市の場合だと、5割ぐらいですかね、大体最近、私学に行くのが。

○高丸統括指導主事 3割ぐらいかな。

○委員 ですから、中学生のいわゆる在籍の数というのが、小学生と比べるとぐ
っと少なくなっているというのもありますから。

○委員 下が半分になっているし、学年数で4分の1になったし、それにしても少
ない。

○委員 あとは、ですから、これは逆に言うと、中学校のほうは、それこそ先ほど
言ったように、アンテナを高くしなくてはいけないところなんですけれども、あ
えて書かない子。例えば書いて、それで実際何かちょっと嫌なことをやられている
んだけど、これを言ったがために、またもっと何かあるんじゃないか。

もちろんそういうことがないように、アンケートを取るときには、これはだから
担任の先生じゃなくて、校長先生、副校長先生が見るよと。担任の先生が見ている

ということになると、必ずそのときに担任の先生からこれを見て、ちょっとスズキ君、おいでとかと言われれば、何か自分が書いたことがという。

ですから、そういうことがないようにはしていますけれども、やはり中学生の側だと、仮に嫌なことがあったとしても、それを書かない子どもがいるというのも含まれているのかなというところですね。

○委員長 今の、よろしいでしょうか。

ここで、どうですか、高丸先生、今の松浦先生は大事な指摘だと思うので、ちょっとあれしたいんですけれども、認知件数と発生件数の違いがありますよね。それをちょっと説明してもらえますか。

○高丸統括指導主事 認知件数は、本当に子どもたちが言ってきたもの全てが含まれています。実際の、じゃ、それがいじめだったのかどうなのか、確認したれば、ただただ、いじめじゃなくて、いさかい、ちょっとしたことが書いてあったりですか、実はよくよく確認してみたら、解決済みのことも、また訴えていたとか、そういったこともひっくるめますので、かなりの件数に、特に小学校の場合は、そのあたりがうまく整理されていないことが多いです。低学年のうちとかは。なので、この件数になったりということがあります。これが認知というところですね。

発生件数といった場合には、実際に対応したりとか、やり取りしたことということになってきますので、実際の数というところには、もう少し減ってくるというところにはなるんですけれども、国のほうの調査のほうですと、認知件数、もう本当にできるだけ積極的に捉えていくということになっていきますので、こういった件数になってくるというところはございます。

○委員 じゃ、これは国の件数ですか。

○高丸統括指導主事 これは市です。市から国に提出したものがこの件数です。

○委員 じゃ、学年ごとのデータはあるんですよね。

○高丸統括指導主事 あります。

○委員 もしよかったら、何かの機会で見せていただけたら、その今、低学年はという話があったので。

○高丸統括指導主事 分かりました。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 今のご指摘で、学年はすごく重要な数字です。僕もちょっと頭にあるのが、多分武蔵野市の小学2年生、3年生が一番ピークじゃないかと思うんですね。それがやっぱりちょっとしたように、先生、あの子、いじめられた、私が消しゴム

を落としたのに、足で蹴とばしちゃったとか、そういうようなのが、やっぱり件数として上がってくるんですね。そういうのを先生方が非常に見逃さないで、認知件数として上げているという状況があると思います。

ありがとうございます。非常にこのグラフの見方は大事なところだったと思います。

ほかの委員の皆さん、何か指摘……

○委員　ちなみに、有村先生、先ほど、ほぼ全てのいじめは、SNSが絡んでいるというお話だったんですけれども、きっと中学、高校とかは想像がつくんですけれども、小学校になってくると、そのあたりのデータというのはどうなっているんですか。

○委員長　もう小学校でも、それこそ極端な話、幼稚園ぐらいからもうスマホに慣れている子もいて、やっぱりそれでちょっとしたことが、嫌なことをちょっと、あなたのことはこうじゃないのと、あの子のことを好きじゃないのというようなことをちょっと入れたことが、それがすごく大きな問題になったりというのは、もう小学校の段階からありますね。

○委員　それは低学年、中学年、高学年でやっぱり数というのは、高学年にいくにしたがって多いという。

○委員長　そうですね。今あそこに示してくださっていますけれども、パソコンとか、数値的には少ないですよ。ところが、あれがやっぱり表面に出てきているのは少ないんですけども、非常にやり取りが頻繁に行われているというのが実態だということですね。このあたりも調査の仕方のやっぱり難しいところだと思います。

○委員　ありがとうございます。

○委員長　じゃ、ほかにどうでしょうか、皆さん。何かここで確認したいとか、お聞きしたいこととかがあれば。

よろしいでしょうかね。

もう時間になってしまって、非常にもったいないところなんですけれども、実は私の委員長としての立場を除いて、ちょっともしよろしければ提案というか、事務局にもお考えいただければありがたいんですけれども、これは1回ということだったので、できれば今日の議論は、すごく僕はいい問題意識がたくさん出てきたと思うんですね。

もしこれを事務局で、議事録もあるので整理をしていただけたらと思うんですけれども、これを基に、もしよろしければ、来年度にいくまでにもう一回、じゃ、こう

というような問題意識が上がったときに、学校や教育委員会は実際にどう動いたんだろうかという、そういうデータも含めて、ちょっと我々に報告してというか、ちょっとそう言うとおこがましいですかね、ちょっと教えていただいて、また、じゃ、どうだろう、もし、私どものわがままなんですけれども、もし事務局でお考えいただけるのであれば、もう一回ぐらいどこか、12月か1月あたりでちょっといただいて、こういう問題を深めたいという気がいたします。

というのは、最初に教育長先生もお話をされましたけれども、市で子どもの権利条約をつくられて、非常に今、この権利意識というのは大事なことで、これがやっぱり、特に意見表明権だとか、そういうのがすごく重視されているわけですね。

そういうことを考えたときに、これだけで1回の議論だけでちょっともったいない気がするんです。ちょっとひょっとしたら予算もかかる話で、それは駄目よというふうになるかもしれませんけれども、ちょっとここでの結論はよろしいんですけれども、ちょっとお考えいただければというのを、ちょっと私なりの希望でございまして、様々、松浦委員もうんうんとうなずいてくださったので、もしよろしければ、お考えいただければありがたいなというふうに思っていたところでした。

ほかに皆さん、何かご指摘はございますでしょうか。

最後に私は余計なことを申し上げましたけれども、もしよろしければ、非常にいい議論ができましたので、私もこれを聞きながら、大事なことをおっしゃっているのに、ほとんど未解決のままにいつているなという気もしますので、もうちょっと議論を深めたいというのが本音のところでございますので、それが本当の対策の仕事になるんじゃないかという気がいたしますので、お考えいただければありがたいということで、最後に申し上げさせていただきました。

本当に皆さんからいただいた意見が子どもたち、私はいつもいじめ問題を思うときに、こうやってスクールカウンセラーの先生、それから学校の先生、PTAの方、それから、それぞれの専門の方々がいたときに、私は子どもが1人ここにいたときに、その子どもをどういうふうにそういう人たちを専門家が見るのかと、そういう視点がすごく大事なわけですね。今そういう社会になってきていて、やっぱりどの子もいろんな立場の人が見過ごさないということをしませんと、やっぱり子どもの問題というのは、なかなか難しいんだろうという気がいたします。

そういう意味では、いい専門家の方々のお集まりですので、大事にしたいなというふうに思っています、この議論をぜひ学校や家庭に伝えてほしい。先ほど何人かの委員の先生がおっしゃいましたけれども、周知することの大切さですね。

特に矢野先生もおっしゃっていただきましたけれども、やっぱり周知ができていないために、分かっていないために、すごくいろんな問題があって、大変失礼な言い方になるかもしれませんが、私も学校教育をやっておりますから、各学校でいろいろ教育実習なんかも回るんですけれども、これはちょっともう長話をしてはいけませんけれども、終わりますけれども、6月に教育実習生が学校にお世話になって行っていました小学校で、ちょっと早めに行ったものですから、校庭をぐるっと見ていたんですね。

そうしたら、私のゼミの学生で実習をお願いしている指導教官の先生が、子どもと一生懸命遊んでいらっしゃるんです。子どもと一緒に遊ぶというのは、まさにいじめの発見だし、いいことだなというふうに、そして教育的に熱心な先生だなというふうに思いました。

すぐ校長先生にお会いして、先生の学校では、やっぱり3人の先生が校庭で走り回って遊んでいましたよ、あれはすばらしい教育の効果だと思うんですけれどもと言ったら、校長先生はおっしゃるんですね。あれをやらないと、いじめが起こったかどうかというのは、発見ができないんだよということをおっしゃって、そっちのほうにシフトしていると。私は教育外のほうにシフトしたかったんですけれども、ちょっとやっぱり狙いが今違ってきているんだなということも、ちょっと感じたところなんですね。

ちょっと余計なことを申し上げましたけれども、周知の仕方ということも、すごく大事な点として学ばせていただきました。ちょっと余計なことを申し上げましたけれども、皆さんから意見をいただいたことを、やっぱり事務局も大事にしていただけとありがたいと思って、申し上げさせていただきました。

それでは、一応議論はここまでにしますけれども、よろしいでしょうか。予定の時間を5分ぐらい過ぎてしまっているんですけれども、申し訳なく思っています。

じゃ、お返しいたします。ありがとうございました。

○高丸統括指導主事 今年度中にぜひもう一回ということで、様々皆様からご指摘をいただいて、それがより良くなっていくというところを期待してということだと思います。ある意味、キックオフの第1回目としては、非常にありがたかったなというふうに思っております。

委員長のおっしゃるとおり、予算の都合ということがございまして、すぐここで、じゃということでは言えないんですけれども、私のほうからは司会原稿のままに、ちょっと一度読ませていただきますので。

お時間になりましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。事務局から連絡が3点ございます。

1点目、次回の予定でございます。今年度、定例で行う本委員会は今回のみとさせていただきます。次年度までに、まず本日、皆様からいただきましたご意見を基に、一層のいじめ防止ということに努めまして、来年度にそのご報告をさせていただこうというふうに思っているところではございます。というのも、この委員会、1回か2回というわけではなくて、条例があるうちはずっと続けていくということになりますので、かなり長期間の視野でこのいじめ対策ということを捉えていくというところでもありますので、ぜひ捉えていただければというふうに思います。

そのことを踏まえた上で、今後の予定については、また事務局でも練っていきたいというふうに思っております。

2点目でございますが、議事の2でもお伝えさせていただきましたが、今後もし重大事態が発生した場合には、別途委員会の開催のご連絡を委員長名で出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そして3点目でございますが、冒頭でお伝えさせていただきましたが、本委員会の様子につきましては、後日、市のホームページ等で議事録を公開する予定でございます。内容がまとまり次第、またご連絡をさせていただきますので、お気づきの点がございましたら、よろしくお願いいたします。

すみません、3点と言っておきながら、もう一点ございました。誓約書等、本日提出の書類がまだご提出されていない場合は、お帰りに際に事務局にご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎開会の辞

○委員長 それでは、第1回のいじめ対策委員会を終えたいと思います。

ちょっと時間が過ぎたことをおわび申し上げたいと思います。ありがとうございました。

—了—